

令和3年1月15日

お知らせ版



広報しばた・お知らせ版・第907号・柴田町役場まちづくり政策課・柴田町船岡中央2丁目3-45
TEL 54-2111 FAX 55-4172 柴田町ホームページアドレス <https://www.town.shibata.miyagi.jp/>

柴田町議会議員一般選挙

投票日 3月21日(日) 告示日 3月16日(火)
投票時間 7:00~19:00

○立候補予定者説明会

回 2月9日(火) 14:00 船岡生涯学習センター ホール ※出席者数は、候補者1人につき2人以内でお願いします。

○立候補届出書類等予備審査

回 3月5日(金) 9:00~12:00 船岡生涯学習センター ホール

選挙運動費用の公費負担(選挙公営)制度

町議会議員選挙および町長選挙に立候補する方の負担を減らし、候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、町が選挙運動費用の一部を負担する制度です。町では、今回の選挙から選挙運動費用の公費負担制度を導入します。

公費負担の対象となる選挙運動費用

- 選挙運動用自動車の使用
- 選挙運動用ポスターの作成
- 選挙運動用ビラの作成

選挙管理委員会 ☎55-2111

募集

令和3年度柴田小学校教員

勤務先	柴田小学校(柴田町大字葉坂字鍛冶内30)
採用区分・募集人数	任期付教職員・1人
職務内容・勤務時間	町内小学校に勤務する県費負担教職員と同様
任用期間	4月1日~令和4年3月31日 ※ただし、必要と認めるときは更新する場合があります。
給与	(1)給料 教職経験年数に応じて189,600円~284,600円 (2)各種手当 ①教職調整額、教員特殊業務手当、義務教育等教員特別手当 ②扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当などは、町の正規職員に準じます。
健康保険	公立学校共済組合
受験資格	(1)教育職員普通免許状(小学校教諭免許状一種、二種、専修のいずれか)または、小学校助教諭臨時免許状を所有している人もしくは、令和3年3月31日までに取得見込みの人 (2)次のいずれにも該当しない人 ①日本国籍を有しない人 ②禁錮以上の刑に処せられた人 ③免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過していない人 ④柴田町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人 ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人 (3)昭和36年4月2日以降に生まれた人
提出書類	①柴田町任期付教職員志願書(写真貼付) ②柴田町任期付教職員登録個人調査票 ③受験票(写真貼付) ④小学校教諭免許状の写し ※写真は、上半身、脱帽、正面向のもの、令和2年10月1日以降に撮影したものとします。 ※上記①、②、③の書類は、下記問い合わせ先で配布します。電話連絡により書類の郵送も可能です。
選考方法	書類審査、作文試験および面接試験
試験	2月10日(水) 作文試験 9:00 面接試験 10:15 柴田町役場
申込期間	1月28日(木)まで(平日8:30~17:00)に、提出書類を直接または郵送で下記へ。(必着)

※合格された方は、後日健康診断書の写しを提出していただきます。 ※提出された書類は、返却しません。

教育総務課 ☎55-2134 〒989-1692 柴田町船岡中央2丁目3-45

所得申告相談は下記の日程で

日 2月4日(木)~3月15日(月)

税務課 ☎55-2116 大河原税務署 ☎52-2202

受付 9:00~11:00、13:00~15:00

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、必ずお住まいの行政区の指定日に申告相談されますようお願いいたします。指定日にならなくても都合の悪い方は、指定日以外の午後からの受け付けになります。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」でスマホや自宅のパソコンからe-Taxまたは郵送で確定申告ができます。ご自宅などからの作成・提出にご協力をよろしくお願いいたします。

町民税・県民税所得申告相談日程表

相談日	対象行政区	相談会場
2/4(木)	23区・25区	農村環境改善センター
5(金)	21区・22区・27区	
8(月)	24区・26区	
9(火)	17B区	槻木生涯学習センター 1階ホール
10(水)	17A区	
12(金)	18A区・18B区	
15(月)	14区・20区	
16(火)	15区・19区	
17(水)	13区	
18(木)	16区	
19(金)	28区	
22(月)	5区・8区	船岡公民館 2階会議室
24(水)	30区	
25(木)	6A区・6B区	
26(金)	3区・29B区	
3/1(月)	2区・10区	
2(火)	4区・29D区	
3(水)	29A区	
4(木)	1区・29C区	
5(金)	12A区(中名生) 12B区	
8(月)	12A区(下名生)	
9(火)	11A区・11D区	
10(水)	11B区	
11(木)	11C区	
12(金)	9A区・9B区	
15(月)	7A区・7B区	

○e-Taxや税務署で申告をされる方は、役場での申告は必要ありません。

○土地・建物の譲渡、株式譲渡、雑損控除、新規住宅ローン控除の申告がある方は、税務署で申告をしてください。

○町申告相談で作成した確定申告書は、大河原税務署へ電子データにより提出しますので、利用者識別番号(ID)が分かる書類(確定申告のお知らせはがきなど)を持参ください。未取得の方は、IDの取得について申告相談時に同意書をいただきます。

○所得申告書などの提出の際には、マイナンバーの記載と申告者の本人確認書類の提示が必要となります。

○全く収入がなく、同居親族の扶養になっている方(年末調整や確定申告で被扶養者となっている方)は、申告をする必要はありません。

※扶養になっていない方や、別居親族の扶養になっている方は、簡易申告書(1月中旬に配布する「令和3年度 町民税・県民税所得申告相談のご案内」の裏面)を税務課へ提出してください。

○平成30年分で事業収入があり、売上が1,000万円を超える方は消費税の申告も必要となります。必要書類を持参し、税務署で所得申告と併せて申告をしてください。町では、消費税の申告は受け付けていません。

○公的年金の他に収入がない方で、下記に該当する方は、申告をする必要はありません。

年 齢	年金収入金額
65歳以上(昭和31年1月1日以前生まれ)	153万円以下
65歳未満(昭和31年1月2日以後生まれ)	103万円以下

※詳しくは、1月中旬に各世帯に配布する「令和3年度 町民税・県民税所得申告相談のご案内」をご覧ください。

大河原税務署における確定申告書作成会場

日 2月1日(月)~3月15日(月)(土、日、祝日を除く) 受付時間 9:00~16:00(開設時間 9:00~17:00)

所 大河原税務署 東庁舎2階

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、会場への入場には「入場整理券」が必要となります。

配布方法は、国税庁ホームページや右記QRコードからご確認ください。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。



国税庁LINE公式アカウント登録QRコード

令和元年台風19号による固定資産税・都市計画税の特例について

☎ 税務課

☎ 55-2116

台風19号により、家屋の「り災証明書」における被災判定が半壊以上の所有者などが、令和6年3月31日までに被災家屋に代わる家屋を新たに取得した場合、または被災家屋を改築した場合に、特例を受けられる制度があります。また、前年度に住宅用地と認定されていた土地上の住宅が台風19号の事由により滅失または損壊した場合で、一定の要件に該当すると、最大で2年度分住宅用地に対する課税標準の特例が継続されます。詳細については、お問い合わせください。

特例の種類	特例の内容
被災住宅用地の特例	滅失・損壊した住宅(被災住宅)の用に供されていた土地(被災住宅用地)を賦課期日(1月1日)において住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、被災後最大2年度分について、被災住宅用地を住宅用地とみなし、課税標準の特例が継続されます。
被災代替家屋の特例	滅失・損壊した家屋(被災家屋)の所有者などが被災家屋に代わる家屋(被災代替家屋)を令和6年3月31日までの間に取得し、または改築した場合には、被災代替家屋に係る税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得または改築した翌年から4年度分に限り2分の1に減額します。被災家屋が取り壊しまたは売却などの処分がされていることが必要です。
被災代替償却資産の特例	滅失・損壊した償却資産の所有者などが被災償却資産に代わる償却資産を令和6年3月31日までの間に取得し、または改良した場合には、取得または改良した翌年から4年度分に限り課税標準額の2分の1を軽減します。

柴田町ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金について

新型コロナウイルス感染症により、経済的に影響を受けているひとり親家庭や妊婦等を支援するため、すでに町独自の臨時給付金を給付していますが、基準日(令和2年4月30日)以後、新たに児童扶養手当または特別児童扶養手当の対象となった方、基準日(令和2年4月28日)以後、新たに母子健康手帳の交付を受けた方に対して臨時給付金を給付します。

ひとり親家庭等への生活支援臨時給付金

給付対象者(すでに臨時給付金を受給している方は除く)

- ・児童扶養手当受給者
柴田町に住民登録があり、令和2年6月分から令和3年3月分の児童扶養手当が支給される方
- ・特別児童扶養手当受給者
柴田町に住民登録があり、令和2年6月分から令和3年3月分の特別児童扶養手当が支給される方

給付額

受給者1世帯当たり3万円

給付に係る申請

申請は不要です。給付対象者の方には、案内通知を送付します。

給付の方法

各手当の振り込み先として登録している金融機関の口座へ振り込みます。

給付開始時期(予定)

令和3年1月下旬頃より随時

☎ 子育て家庭課 ☎ 55-2115

妊婦への生活支援臨時給付金

給付対象者には、案内通知を送付します。

給付対象者

柴田町に住民登録があり、令和2年4月29日から令和3年3月31日までの間に母子健康手帳の交付を受けている妊婦の方

☎ 健康推進課 ☎ 55-2160

台風19号被害に関する被災者生活再建支援制度

住宅に被害があった場合で、全壊等または大規模半壊した世帯に支援金が支給されます。

☎ 11月11日(木)まで

☎ 福祉課 ☎ 55-5010

柴田町緊急小口資金利用者家計支援給付金の受付期間延長について

県社会福祉協議会が実施する「緊急小口資金特例貸付」の受付期間延長に伴い、町で実施している「家計支援給付金」の受付期間を延長します。

☎ 「緊急小口資金特例貸付」を受けた方のうち、その申請期間により、次の条件に該当する方

令和2年3月25日から令和2年9月30日までに貸付申請した方／令和2年10月1日時点で町内に住所を有し、生活保護を受給していないこと

令和2年10月1日から令和3年3月31日までに貸付申請した方／「家計支援給付金」の申請日時点で町内に住所を有し、生活保護を受給していないこと

☎ 3月31日(水)まで(必着)

※「緊急小口特例貸付」の申請を柴田町社会福祉協議会に行った方には、申請書類を直接送付します。それ以外で該当すると思われる方は、下記へお問い合わせください。

☎ 福祉課 ☎ 55-5010

令和3年度に実施する「がん検診・健康診査の申し込み」について

締め切り 2月1日(月)まで

1月24日(日)までに各行政区の健康推進員が「令和3年度がん検診・健康診査の意向確認申込書」を配布します。

■2月1日(月)まで、受診希望の有無に関わらず、申込書の該当する番号に○をつけて、健康推進課へ直接提出するか、同封の返信用封筒で郵送してください。

検診名	検診内容		対 象	自己負担料 (予定)	検診時期など (予定)
胃がん検診	胃部エックス線撮影 (バリウム)		40歳以上の方	1,600円	4～5月 集団検診
子宮がん検診	頸部(けいぶ)	内診、細胞診	20歳以上の女性	2,200円	6～7月 指定医療機関
	体部	細胞診	20歳以上の女性 ※条件該当者のみ。	2,200円	
大腸がん検診	便潜血検査 (2日分)		40歳以上の方	300円	7～12月 指定医療機関
前立腺がん検診	前立腺特異抗原検査 (採血)		50～79歳の男性	400円	
結核検診	胸部エックス線撮影		65歳以上の方 ※肺がん検診も兼ねています。	無料	8月下旬～ 9月下旬 集団検診
肺がん検診	胸部エックス線撮影		40歳以上の方 ※65歳以上は結核検診も兼ねています。	500円	
	かくたん細胞診検査 ※検診当日に申し込み受け付け。		50歳以上の多量喫煙者	900円	
乳がん検診	超音波検査		30～39歳の女性	1,900円	令和4年1月 集団検診
	乳房マンモグラフィ撮影 (2方向)		40～64歳の奇数年齢の女性	2,500円	
	乳房マンモグラフィ撮影 (1方向)		65歳以上の奇数年齢の女性	1,500円	
青年期健康診査	①基本的な健診項目/診察、計測 (身体など)、検査 (脂質、肝機能、ヘモグロビンA1c、尿)		19～39歳の方	1,800円	6月 指定医療機関
特定健康診査 (国保加入者のみ)	②追加健診項目/検査 (血清クレアチニン、尿酸) ③詳細な健診項目 (医師が必要と認めた方) /検査 (貧血、心電図、眼底) ※青年期健康診査の血清クレアチニン検査は、 ③詳細な健診項目とする。		①40～74歳の方 ②受診日に75歳の誕生日を迎えていない方	無料	7～9月 個別健診 指定医療機関 ※集団健診への変更可能
人間ドック (国保加入者のみ)	診察、計測 (身体など)、検査 (脂質、肝機能、ヘモグロビンA1c、腎機能、尿、貧血、心電図、胸部エックス線、胃部エックス線、便、膵機能、肺機能、腹部超音波、視力、聴力、眼底、眼圧)		受診年度に40・45・50・55・60・65歳で、国保税を完納している世帯の方	6,000円	7～12月
			40歳以上の上記年齢以外の方で、国保税を完納している世帯の方	12,000円	

※対象の年齢は、令和4年4月1日現在です。特定健康診査・人間ドックについては、令和4年3月31日現在です。

※基本健康診査の申し込み受け付けは、8月以降に行います。

※対象が限定される上記以外の健診などは、事前に各対象者へ通知します。



乳がん検診を受けましょう

追加申込は1月20日(水)まで

乳がん検診を1月26日(火)まで実施しています。受診票が届いている方は、忘れずに受診してください。申し込まれていない方で受診をご希望の方は、1月20日(水)までお申し込みください。

☑️町内に住所を有する30～39歳の女性、40歳以上で奇数年齢の女性 ※年齢は令和3年4月1日現在

☎️健康推進課 ☎️55-2160

特定不妊治療費を助成します

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

☑️「宮城県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成決定を受けた方で、夫婦または夫婦のいずれか一方が、治療期間および申請日において町内に住所を有している方
助成金額/1回の治療に要した費用から県の助成額を差し引いた額のうち100,000円(一部50,000円)を上限に助成

申込期限/県の承認決定通知書の日付から1年以内

☎️健康推進課 ☎️55-2160

国民健康保険には脱退手続きが必要です

国民健康保険(国保)に加入している方が、就職などで職場などの健康保険に加入した際は、国保の脱退手続きが必要です。社会保険などに加入しても国保は自動で喪失にならないため、職場などから健康保険証をもらったらずやくに手続きをしてください。

手続きをしないと国保に加入している状態となり、世帯主に対し保険税の課税が続いてしまいます。

職場などの健康保険に加入した日より後に国保の保険証を使用した場合、医療機関から町に請求された医療費を返還してもらうことがあります。ご注意ください。

手続きに必要なもの(郵送申請可)

- ①職場などの健康保険証(加入者全員分) ※写しも可
- ②国保の保険証(原本)
- ③手続きに来る方の本人確認ができるもの(写真付き1点、ない場合2点)
- ④手続きに来る方のマイナンバーの分かるもの

郵送の場合は、①、③の写しと②の原本を郵送してください。写しの余白に電話番号と国保喪失を希望する旨(社会保険加入のため国保脱退など)の記入をお願いします。

☎️健康推進課 ☎️55-2114

国民年金保険料は納期限までに納めましょう

令和2年4月分から令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関、郵便局、コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。

保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が難しい場合は、免除や猶予される制度がありますので、ご相談ください。

☎️大河原年金事務所 ☎️51-3111

ありがとうございます

○柴田町図書館サポート委員会さんが図書館建設基金として210,618円を寄附(柴田町図書館)

☎️財政課 ☎️55-2278

マイナンバーカードの休日交付

交付通知書(はがき)をお持ちで、マイナンバーカードを受け取りされていない方を対象に、休日交付を実施します。

☎️1月24日(日) 9:00～15:00

☎️町民環境課

※槻木事務所で受領の方も、上記日程のみ町民環境課で交付します。

☑️交付通知書(はがき)が送付された方
☎️交付通知書(はがき)を確認してください。

・交付時に本人と照合するため、申請者本人が来庁してください。

※15歳未満または成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要です。

・交付期限が過ぎていると交付できない場合もあります。

※庁舎改修工事のため、駐車場は保健センター東側駐車場をご利用ください。

※水曜日の延長窓口は、マイナンバー業務も行っていません。

☎️町民環境課 ☎️55-2113

格安をうたう模倣サイトにご注意

有名なメーカーなどのウェブサイトと非常によく似た作りで、正規サイトの価格よりかなり安く商品を取扱う、模倣サイトによるトラブルが増えています。

クレジット決済をしたが商品が届かない、注文したものと違う商品が届いたなどの相談があります。

模倣サイトを見分けるのは困難ですが、下記に当てはまる場合は購入を控えましょう。

- ・販売価格が大幅に値引きされている。
- ・日本語の字体や文章表現が不自然。
- ・正規サイトのURLの前後に別の文字が追加されている。
- ・代金の振込先名義が外国人名になっている。

☎️消費者ホットライン ☎️188

☎️町民環境課 ☎️55-2113

募集

令和3年度
柴田町育英会奨学生

経済的な理由により就学困難な学生・生徒で、向学心に燃える優秀な方に対し、奨学金の貸与を行っています。詳細はお問い合わせください。

次の全てに該当する方

- ・町内に1年以上住所を有している方の子弟で、高等学校（視覚支援学校、聴覚支援学校または特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校または大学（修業年限2年以上の専門学校を含む）への進学予定者および在学者
- ・学術優秀、品行方正、身体強健で学費の支払いが困難であると認められる方

若干名（5月開催の選考委員会にて決定）

貸付月額

- 大学奨学生（私立） 24,000円
（公立・短大・専門学校） 20,000円
- 高校奨学生 10,000円
※入学金などの一時金はありません。

貸付期間

進学しようとする学校、または在学する学校の修業年限の終期まで。
※償還期間については、学校などを卒業してから1年間猶予の後10年以内です。

2月1日(月)から3月31日(水)までに下記へ。

※家計の急変（収入減少）に対する奨学支援制度は、高校生に「高等学校等育英奨学資金貸付」、大学生に「日本学生支援機構の奨学金」がありますので、在学校の奨学金担当へご相談ください。

募集

育英会会員

より多くの希望者に育英資金を貸与できるよう、事業目的に賛同し、一口6,000円以上を寄付して下さる会員を募集しています。皆さまのご協力をお願いします。

教育総務課 ☎55-2134

国民健康保険税（第10期）

納期限 **2月1日**(月)

税務課 ☎55-2116

募集

令和3年度放課後児童クラブ登録児童

各放課後児童クラブの募集を行います。

クラブ名・活動場所	募集人数	電話番号
船岡放課後児童クラブ（船岡小学校内）	100人	59-3330
槻木放課後児童クラブ（槻木小学校内）	90人	58-7108
船迫放課後児童クラブ（船迫小学校内）	90人	58-2637
東船岡放課後児童クラブ（三名生児童館内）	70人	55-1470
西住放課後児童クラブ（西住児童館内）	30人	52-3703
柴田放課後児童クラブ（柴田小学校内）	15人	56-1455

原則として、町内の小学校に在籍し、昼間保護者が留守となる家庭の児童

通常利用

利用区分	利用時間	保育料(月額)
基本利用	月～金曜日まで	3,000円
	小学校の長期休業日など	
土曜日利用加算	9:00～18:00	500円
延長利用加算	月～金曜日	500円
	土曜日	
	小学校の長期休業日など	
	8:00～9:00 18:00～19:00	

小学校長期休業日などのみの利用

利用区分	利用時間	保育料(年額)
基本利用（月～金曜日）	9:00～18:00	6,000円
土曜日利用加算	9:00～18:00	1,000円
延長利用加算	月～金曜日	1,000円
	土曜日	
	8:00～9:00 18:00～19:00	

申請書に必要な書類（勤務証明など）を添えて、1月22日(金)まで（平日14:00～18:00、土曜日9:30～12:00）に、登録を希望する放課後児童クラブに直接お申し込みください。申請書などは、各放課後児童クラブで配布のほか、町ホームページからダウンロードできます。

※年度途中からの入所を希望する方も、申し込みができます。

各放課後児童クラブ

募集

令和3年度登録児童 柴田町ゆとりの育児支援事業

就労や出産、傷病、冠婚葬祭などで、家庭での保育が困難な方への育児支援です。

実施施設	電話番号	利用日時	利用金額
船岡保育所（船岡新栄2丁目18-1）	55-1253	月～金曜日8:30～15:30（祝日、年末年始を除く）	1人当たり日額1,100円（給食費別途負担）
槻木保育所（槻木下町2丁目6-31）	56-1332		
西船迫保育所（西船迫2丁目5-29）	57-1387		

幼稚園や保育所などに入園していない満10カ月から小学校就学前の児童で下記の保育を必要とする方

※重複しての申し込みはできません。

特定保育	保護者の就労・職業訓練・就学などにより、週2～3日程度、家庭での保育が困難な場合
一時保育	保護者の出産・傷病・看護・冠婚葬祭などにより、一時的に家庭での保育が困難な場合（リフレッシュにも利用可能）

申請書に記入の上、2月1日(月)から10日(水)まで（平日8:30～17:00）に、希望する保育所に直接お申し込みください。

※申請書は各保育所で配布しています。また、町ホームページからもダウンロードできます。

各保育所

「ゆる.ぶら」インフォメーション

ギャラリー展示「手作り工房「すずらん」作品展」

世界に1つしかない手作り作品をぜひ見に来てください。

回1月19日(火)～31日(日) 最終日15:00まで

クラフトバンドで季節のリース作り体験会

クラフトバンドで梅のリースとつばきのリースを作ります。子どもから大人まで簡単に作成できます。ご自宅に自分で作ったリースを飾りませんか。

回1月31日(日) 10:30～11:30、13:00～14:00、15:00～16:00

回小学生以上 ※小学生は保護者同伴 回各5人(先着順) 回500円(材料代)

講師/手作り工房「すずらん」 鈴木 裕美氏

回1月30日(土)まで電話で下記へ。

シルバー人材センターチャレンジショップ

柴田町シルバー人材センター会員の皆さんが作った手芸、工芸品を販売します。

回1月15日(金)～17日(日) 10:30～11:30、13:00～14:00

しばたおもちゃ病院

壊れたおもちゃを直します。

回1月24日(日) 10:00～11:00 回無料 ※部品を交換した場合は実費負担

上記のイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の影響で中止、または延期する場合があります。

回まちづくり推進センター(イオンタウン柴田内) ☎86-3631

【開館時間】10:00～18:00 【1月の休館日】18日(月)、25日(月)



柴田町図書館

からのお知らせ

みんなの図書館

回柴田町図書館(しばたの郷土館・ふるさと文化伝承館内)

☎86-3820 FAX86-3821 ✉library@town.shibata.miyagi.jp

回【柴田町図書館】で検索

読書会

本を読む喜びや楽しさを一緒に語り合いませんか。あなたのおすすめの本を1冊ご持参ください。申込不要です。

回2月21日(日) 14:00～15:30 2月のテーマ/伊坂幸太郎 回柴田町図書館

毎月23日は「ノーテレビ・ノーゲームデー」

柴田町子ども読書活動推進会議と町では「家庭読書を毎日15分、読み聞かせを週3回で1回15分以上」を目標としています。毎月23日は家庭での読書や読み聞かせなど、家族とのコミュニケーションを深める時間を作って過ごしてみましょう。

水道の凍結にご注意ください

冬は、水道管が凍って水が出なくなったり、破損することがあります。水道管にも防寒対策をお願いします。

水抜き栓は凍結防止に有効な手段です。水抜き栓で水抜きをするときは、ハンドルを右に止まるまで回し、蛇口を1カ所開け水が止まったことを確認してください。

また、宅地内の水道管が破損した場合、修理費用は自己負担になります。

万が一破損した場合は、直接町の工事指定店に修理を依頼してください。

回上下水道課 ☎55-2119 柴田町水道お客様センター ☎57-1630

ごみは朝8時まで集積所へ

ごみの収集は朝8時から順次始まります。回収漏れを防ぐため、ごみは朝8時まで集積所に出してください。

収集車が集積所に到着する時間は、その日出るごみの量や、天候に左右されるため、到着する時間が大きく前後する場合があります。収集車が回収し終わった後に集積所に出されたごみは収集されませんのでご注意ください。

回町民環境課 ☎86-3017

募集

“まだまだあるぞ「しばたの宝もの」”発行記念ツアー

昨年新たに発行した“まだまだあるぞ「しばたの宝もの」”をテーマに、町内をマイクロバスで巡ります。

回1月26日(火)

回9:00柴田町図書館駐車場集合

回9:15槻木生涯学習センター第二駐車場集合

※どちらの集合場所からバスに乗るか、申し込み時にお伝えください。

※所要時間は約3時間

回町民 回10人(先着順)

回1,000円(保険料、お土産代)

回マスク、飲み物、雨具

回1月19日(火)から電話で下記へ。

回しばた100選活用チーム(まちづくり政策課内) ☎54-2111

募集

健康づくりポイント対象事業

船迫宿コースフットパスウォーク

古くから交通の要所として発達した船迫宿。古墳時代の墓群や平安時代創建の神社、大正時代に改修されるまでの白石川の川筋の痕跡が残る街道と川筋を巡るコースです。

回2月16日(火) 9:00出発

(8:45船迫生涯学習センター集合)

約5km 所要時間は約2時間

回20人(先着順)

回500円(マップ代、資料代、保険料など)

回飲み物、マスク、雨具など

回2月10日(水)まで電話で下記へ。

回しばたの未来株式会社(柴田町フットパス関連事業受託事業者) ☎87-8970

募集

親子料理教室

親子で一緒に楽しめる料理教室です。

回2月6日(土) 9:30～12:30

回船岡生涯学習センター

回小学生と保護者 回5組(先着順)

メニュー/ごはん、ポテトオムレツ(ウインナー、ブロッコリー、ミニトマト添え)、きのこの味噌汁

回1,000円(材料代)

※子ども1人追加ごとに100円

回エプロン、三角巾、飲み物、子ども用上靴、筆記用具、マスク

回1月16日(土)から電話で下記へ。

回船岡生涯学習センター ☎59-2520

主な学校行事予定の紹介コーナー

令和3年
2月

学校	日	主な行事
船岡小学校 ☎55-1064	4	入学説明会
	26	授業参観
槻木小学校 ☎56-1029	2	入学説明会
	10	授業参観(6年生)
	18	授業参観(1~5年生)
柴田小学校 ☎56-1430	3	一日入学
	19	授業参観(6年生)
	26	授業参観(1~5年生)
船迫小学校 ☎55-5394	4	一日入学
	19	授業参観
西住小学校 ☎53-3227	3	一日入学
	10	校外学習(3年生)
	12	授業参観(6年生)
	19	授業参観(1~5年生)
東船岡小学校 ☎55-1811	5	一日入学
	24	授業参観
船岡中学校 ☎55-1162	4	キャリアセミナー(1年生)
	9~10	期末考査(3年生)
	25	3学年PTA
	25~26	期末考査(1・2年生)
槻木中学校 ☎56-1331	9~10	期末考査
	26	3学年PTA
船迫中学校 ☎54-1225	2	キャリアセミナー(1・2年生)
	9~10	期末考査(3年生)
	19, 22	期末考査(1・2年生)
中学校共通	2	私立高校一般入試A日程
	4	私立高校一般入試B日程

※日程が変更になる場合があります。詳しい内容については、各学校にお問い合わせください。

月・火星と冬の星座を見よう

太陽の村にある望遠鏡で、月・火星と冬の星座を観望します。ご家族でお越しください。

☎1月26日(火) 19:00~20:00

(天候不良時は中止) ※時間内自由参加

☎柴田町太陽の村「太陽の家」屋上

☎無料 ☎懐中電灯

☎柴田町星を見る会(豊川)

空間放射線測定結果

定点測定地の測定結果【測定日：1月5日(火)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値
柴田町役場	0.04	船岡生涯学習センター	0.07
槻木生涯学習センター	0.05	船迫生涯学習センター	0.07
農村環境改善センター	0.05	西住公民館	0.04

※柴田町役場、槻木生涯学習センターは毎週1回、そのほかの施設は毎月1回測定

町内小中学校・幼稚園の測定結果【測定日：1月5日(火)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
船岡小学校	0.06	船迫小学校	0.04	西住小学校	0.04
東船岡小学校	0.05	槻木小学校	0.06	柴田小学校	0.06
船岡中学校	0.05	船迫中学校	0.06	槻木中学校	0.05
第一幼稚園	0.05	浄心幼稚園	0.04	たんぼ幼稚園	0.05
第二たんぼ幼稚園	0.07	熊野幼稚園	0.05		

※毎月1回測定

児童福祉施設の測定結果【測定日：1月5日(火)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
船岡保育所	0.05	槻木保育所	0.05	西船迫保育所	0.03
三名生児童館	0.05	西住児童館	0.03	船迫こどもセンター	0.04
むつみ学園	0.05				

※毎月1回測定

公園の測定結果【測定日：1月5日(火)】

(単位：μSv/h)

	測定値		測定値		測定値
並松公園	0.04	白幡公園	0.05	剣崎公園	0.05
下名生公園	0.05	館前緑地	0.05	船岡城址公園	0.04

※空間放射線量が0.23 μSv/hの場合、国で定めた年間追加被ばく線量1mSvに相当 ※毎月1回測定

【測定場所】 定点測定地/駐車場など屋外

学校施設・児童福祉施設/校庭または園庭 公園/広場

【測定位置】 定点測定地、中学校/地表から100cm

小学校、幼稚園、児童福祉施設、公園/地表から50cm

水道水の放射能測定結果【採取日：12月10日(木)】

(単位：ベクレル/kg)

採取場所	放射性セシウム
仙南・仙塩広域水道 南部山浄水場(白石市)	不検出(検出下限値1.2)

※厚生労働省が定めた基準値、放射性セシウム10ベクレル/kg ※検査は県企業局

◎詳しくは、町ホームページをご覧ください。

☎ 町民環境課 ☎86-3017、教育総務課(学校施設) ☎55-2134

子ども家庭課(児童福祉施設) ☎55-2115、都市建設課(公園) ☎55-2121

上下水道課(水道水) ☎55-2119

生活保護の相談

県仙南保健福祉事務所の相談員が生活保護に関する相談に応じます。また、毎月一回目の相談日には、ハローワークの就労支援ナビゲーターが同席し、就労相談も行います(午後のみ)。※要予約

なお、下記日程以外でも相談に応じますので、事前に下記へご連絡ください。

☎2月1日(月)、8日(月)、15日(月) 10:00~15:00

☎役場3階教育委員会 会議室

☎福祉課 ☎55-5010